

新旧対照表
【税関手続申請システムを使用して行う税関業務の取扱いについて（平成15年6月30日財関第673号）】
(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第3章 業務関連業務	第3章 業務関連業務
第4節 通関関係手続	第4節 通関関係手続
(輸入差止申立て) 4 - 3 1 (1) <u>法第69条の13第1項</u> の規定に基づき輸入差止申立てをしようとする者が、システムを使用して、当該申立てを行う場合には、「輸入差止申立て業務」により、申請者の氏名又は名称及び住所、当該申立てに係る権利の内容等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。 (2)及び(3) (省略)	(輸入差止申立て) 4 - 3 1 (1) <u>法第69条の10第1項</u> の規定に基づき輸入差止申立てをしようとする者が、システムを使用して、当該申立てを行う場合には、「輸入差止申立て業務」により、申請者の氏名又は名称及び住所、当該申立てに係る権利の内容等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。 (2)及び(3) (省略)
(支払保証委託契約締結の届出) 4 - 3 2 (1) <u>法第69条の15第1項</u> 又は第2項の規定に基づき金銭を供託すべき旨を命ぜられた者が、システムを使用して、同条第5項に規定する契約の締結を税関長に届け出る場合には、「支払保証委託契約締結届出業務」により、契約を締結した金融機関の名称、所在地等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。 (2) 収納課長（収納課長が配置されていない官署にあっては、その職務を行う者。以下「収納課長等」という。）は、当該契約書の内容が <u>令第62条の21第1項</u> の規定する要件に適合すると認めたときは、システムを通じて「支払保証委託契約締結届出個別結果情報」を登録する。なお、収納課長等は、当該個別結果情報の出力控えを、輸入申告をした者及び日本郵政公社から <u>提示された</u> 国際郵便物の名あて人に交付することとなるので留意する。	(支払保証委託契約締結の届出) 4 - 3 2 (1) <u>法第69条の12第1項</u> 又は第2項の規定に基づき金銭を供託すべき旨を命ぜられた者が、システムを使用して、同条第5項に規定する契約の締結を税関長に届け出る場合には、「支払保証委託契約締結届出業務」により、契約を締結した金融機関の名称、所在地等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。 (2) 収納課長（収納課長が配置されていない官署にあっては、その職務を行う者。以下「収納課長等」という。）は、当該契約書の内容が <u>令第62条の16第1項</u> の規定する要件に適合すると認めたときは、システムを通じて「支払保証委託契約締結届出個別結果情報」を登録する。なお、収納課長等は、当該個別結果情報の出力控えを、輸入申告をした者及び日本郵政公社から <u>呈示された</u> 国際郵便物の名あて人に交付することとなるので留意する。
(支払保証委託契約締結の承認の申請) 4 - 3 3 (1) <u>法第69条の15第8項</u> の規定により供託した金銭を取り戻す場合において、同項第4号の規定に基づく税関長の承認を受けようとする者が、システムを使用して、当該承認の申請を行う場合には、「支払保証委託契約締結承認申請業務」により、供託書正本預り証の番号等必要事項を	(支払保証委託契約締結の承認の申請) 4 - 3 3 (1) <u>法第69条の12第8項</u> の規定により供託した金銭を取り戻す場合において、同項第4号の規定に基づく税関長の承認を受けようとする者が、システムを使用して、当該承認の申請を行う場合には、「支払保証委託契約締結承認申請業務」により、供託書正本預り証の番号等必要事項を

新旧対照表
【税関手続申請システムを使用して行う税関業務の取扱いについて（平成15年6月30日財関第673号）】
(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>システムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(供託物差替の承認の申請)</p> <p>4 - 3 4</p> <p>(1) <u>法第69条の15第8項</u>の規定により供託した金銭を取り戻す場合で、同項第5号の規定に基づき現に供託されている供託物を他の供託物にすることについて税関長の承認を受けようとする者が、システムを使用して、当該承認の申請を行う場合には、「供託物差替承認申請業務」により、供託書正本預り証の番号等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(損害賠償請求権存在確認書の交付請求)</p> <p>4 - 3 5</p> <p>(1) <u>令第62条の21第4項</u>の規定に基づき、<u>法第69条の15第1項</u>に規定する損害に係る賠償請求権を有する者が、システムを使用して、当該損害賠償請求権を有すること及び損害額の確認の請求を行う場合には、「損害賠償請求権存在確認書交付請求業務」により、侵害賠償請求権発生の原因たる事実等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(認定手続中損害担保優先弁済権実行の申立て)</p> <p>4 - 3 6 <u>令第62条の22第1項</u>の規定に基づき、<u>法第69条の15第6項</u>（供託された金銭等の還付）に規定する権利の実行の申立てを行おうとする者が、システムを使用して、当該申立てを行う場合には、「認定手続中損害担保優先弁済権実行申立業務」により、侵害賠償請求権発生の原因たる事実等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</p> <p>(疑義貨物の点検の申請)</p> <p>4 - 3 7 <u>令第62条の18</u>（点検の機会の付与）の規定による点検を行おうとする者が、システムを使用して、当該点検の申請を行う場合には、「疑</p>	<p>システムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(供託物差替の承認の申請)</p> <p>4 - 3 4</p> <p>(1) <u>法第69条の12第8項</u>の規定により供託した金銭を取り戻す場合で、同項第5号の規定に基づき現に供託されている供託物を他の供託物にすることについて税関長の承認を受けようとする者が、システムを使用して、当該承認の申請を行う場合には、「供託物差替承認申請業務」により、供託書正本預り証の番号等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(損害賠償請求権存在確認書の交付請求)</p> <p>4 - 3 5</p> <p>(1) <u>令第62条の16第4項</u>の規定に基づき、<u>法第69条の12第1項</u>に規定する損害に係る賠償請求権を有する者が、システムを使用して、当該損害賠償請求権を有すること及び損害額の確認の請求を行う場合には、「損害賠償請求権存在確認書交付請求業務」により、侵害賠償請求権発生の原因たる事実等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(認定手続中損害担保優先弁済権実行の申立て)</p> <p>4 - 3 6 <u>令第62条の17第1項</u>の規定に基づき、<u>法第69条の12第6項</u>（供託された金銭等の還付）に規定する権利の実行の申立てを行おうとする者が、システムを使用して、当該申立てを行う場合には、「認定手続中損害担保優先弁済権実行申立業務」により、侵害賠償請求権発生の原因たる事実等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</p> <p>(疑義貨物の点検の申請)</p> <p>4 - 3 7 <u>令第62条の13</u>（点検の機会の付与）の規定による点検を行おうとする者が、システムを使用して、当該点検の申請を行う場合には、「疑</p>

新旧対照表

【税関手続申請システムを使用して行う税関業務の取扱いについて（平成 15 年 6 月 30 日財関第 673 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>「<u>義貨物点検申請業務</u>」により、申請者名及びその住所、認定手続開始通知に係る番号等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</p> <p>（疑義貨物に係る証拠の提出）</p> <p>4 - 3 8 令<u>第 62 条の 16 第 1 項</u>の規定に基づき、法<u>第 69 条の 12 第 1 項</u>の規定による認定手続において、当該認定手続が執られた貨物について当該貨物が<u>法第 69 条の 11 第 1 項第 9 号</u>又は<u>第 10 号</u>に該当すること又は該当しないことについて証拠を提出しようとする者が、システムを使用して、当該証拠を提出する場合には、「<u>疑義貨物証拠提出業務</u>」により、申請者名及びその住所、認定手続開始通知に係る番号等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</p>	<p>「<u>義貨物点検申請業務</u>」により、申請者名及びその住所、認定手続開始通知に係る番号等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</p> <p>（疑義貨物に係る証拠の提出）</p> <p>4 - 3 8 令<u>第 62 条の 11 第 1 項</u>の規定に基づき、法<u>第 69 条の 9 第 1 項</u>の規定による認定手続において、当該認定手続が執られた貨物について当該貨物が<u>法第 69 条の 8 第 1 項第 5 号</u>に該当すること又は該当しないことについて証拠を提出しようとする者が、システムを使用して、当該証拠を提出する場合には、「<u>疑義貨物証拠提出業務</u>」により、申請者名及びその住所、認定手続開始通知に係る番号等必要事項をシステムに入力し、送信することにより行わせるものとする。</p>